緑の風

MIDORI NO KAZE

3月号 vol.178

『住民と自治』2015年3月号付録
2015年2月28日

●編集
NPO法人
多摩住民自治研究所

日野市神明3-10-5
エスプリ日野103　〒191-0016
TEL：042-586-7651
FAX：042-514-8096

E-mail●tamajitiken1972@space.ocn.ne.jp
URL●http://www.tamaken.org/

特集

選挙

緑の風 MIDORI NO KAZE
もくじ 2015 3月号 vol.178

特集 選挙 1

総選挙の結果と暴走する政治 ――現国会による「改憲発議」は憲法違反である 2
多摩住民自治研究所研究室長 池上洋通(いけがみ ひろみち)

統一地方選挙と教育 11
首都大学教授・多摩住民自治研究所研究所副理事長 荒井文昭(あらい ふみあき)

【座談会】
統一地方選の争点を考える 緑の風編集委員 22

現代資本主義研究会学習会第3回報告
ベーシックインカム入門 多摩研会員 妹尾浩也(せのお ひろや) 26

【書籍の紹介】
「憲法ブックレット『教育』『労働』『原発』『平和』のはなし」
日野・市民自治研究所理事 窪田之喜(くぼた ゆきよし) 28

【市民の学び舎「第30回三多摩自治体学校in府中」リポート】
◆第2分科会 市民のための市民活動支援 ―― 飯田と三島から学ぶ
東京農工大学 草郷亜実(くさごう もとえ)・小栗瑞紀(おぐり みずき) 30

◆第3分科会 子どもを真ん中にしたよろこびの「保育」を
――2015年4月、学童クラブ、保育園はどうなる?
三多摩学童保育連絡協議会副会長 生島典子(いくしま のりこ) 32

◆第9分科会 「給食の時間」ってどんな力をつける時間?
学校給食を考える会 佐藤真理子(さとう まりこ) 34

山口映写室 vol.19 『ファルージャ ―イラク戦争 日本人人質事件…そして―』 ぐっち(GUCCI) 37

【第9回まちだ市民自治学校・地域協働分科会リポート】
市民の市民による市民のための電力を
町田電力マネージャー 古川和隆(ふるかわ かずたか) 38

タマの風 vol.21 「1・17と3・11」 神子島 健(かごしま たけし) 40

1月の活動・編集日誌 42

特集

election

選挙

いま、虚構の多数による反憲法・反民主主義の権力的政治に対して、誠実に立ち向かう民主主義的運動の共同が急がれていると考えています。特に、選挙制度のゆがみに対して、大きなうねりともいうべき行動・呼びかけを行わなければなりません。

そうした共同を生み出し、広げるうえで、沖縄の人々と連帯し、そこで展開されている深く広い共同の営みから学び合い共に進むこと、東日本大震災と原発事故の現場で、歯を食いしばって歩み続けている人たちと連帯することは不可欠のことだと思います。

戦後70年の年に、あらためて「改憲」を提案し、国民投票まで呼びかける勢力に対して、「戦後」であり続けるための学習・研究・行動でこたえなければなりません。

（本誌池上論文『総選挙の結果と暴走する政治』より）

総選挙の結果と暴走する政治

現国会による「改憲発議」は憲法違反である

多摩住民自治研究所 研究室長 池上 洋通

はじめに

（1）「改憲発議」と国民投票の提案について

第四七回総選挙の後、安倍政権の「改革路線」の速度が、ますます激しくなっています。そして自民党は、来年の参院選の後に「国会による改憲案の発議と国民による投票」を提案するに至りました。いうまでもなく憲法第九章九六条に「改憲規定」があることからすれば、憲法改正提案そのものはあり得ることです。しかし、その場合、注意しなければならないことは、九六条第一項の条文が示すように、改憲の発議はあくまで「国会」が行うものであって、内閣が行うものではありません。

資料1 日本国憲法第九章九六条一項

◇第九六条【憲法改正の手続】 ①この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

この九六条一項の規定をめぐって、「各議院の総議員の三分の二以上」という国会発議の条件はハードルが高すぎる、「過半数」に改めるべきだ、という提案があったことはよく知られています。このとき、「改正しやすい軟性憲法」か、「改正しにくい硬性憲法」か、という議論があり、全体としては「硬性憲法」が良いのではないか、という方向に落ち着いた経緯をたどりました。この議論は、あらためて憲法そのものを考えるうえで大きな意義を持つものでしたが、私は、それ以上に重要なことがあるのではないか、と考えていました。それは「憲法改正は、主権者の意思の反映に基づかなければならない」という単純なことです。

国民・人民主権を原則とし、国民・人民（以下、国民）を主語として書かれる国家の基本法の改正が、国民の意思として行われるためには、最低限次のことが必要です。

①発議される改正案が、国民の意思を反映した議員構成による国会において、国民への公開・報告を義務付けられた条件の下に、十分な審議時間をとって策定され、絶対的な多数によって可決されたものであること。

②国民すべてにおいて、改正案に対する態度を決定するための、自主的で十分な学習・研究・討論の時間と機会が与えられる

こと。
　③国民投票には、十分な期間をかけ、報道機関の開放も含めて、討論・運動が保障されること。

（2）改憲発議のための国会の根本条件

　しかしこの研究報告では、何よりも、いまの国会が、上記①に示した「国民の意思を反映した議員構成による国会」であるのかを問題にします。直接的な検討材料は、二〇一四年一二月に行われた第四七回衆議院選挙です。

1　衆議院の解散の意義と47回総選挙の「大義論」

（1）憲法から見る衆議院の解散

　第47回の衆議院選挙についての第一の特徴は、「解散の大義」が問われたことでした。

資料2　日本国憲法第1章・第4章（抄）

◇第七条【天皇の国事行為】　天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。
　三　衆議院を解散すること。
　四　国会議員の総選挙の施行を公示すること。
◇第六九条【衆議院の内閣不信任】　内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

　いうまでもなく日本国憲法は、三権分立の原則に基づいて中央政府の統治機構を定めており、国会と内閣の間における権力の分立・対等関係の保障として内閣による国会の解散を規定しています。したがって、衆議院解散の第一義は、憲法六九条にいう「国会の内閣不信任決議」に対するものでなければなりません。
　しかし、現実にはそれ以外の場面で、衆議院の解散が行われてきたことも事実です。それは、おおむね次のような政治情勢の状態があった時だと考えられてきました。
　①内閣における基本的な国家政策の変更
　②重大な国家的課題の決定、その他

（2）解散権の乱用

　しかし今回の衆議院解散は、上記のいずれにも当てはまりません。もちろん国会による不信任決議ありませんし、政策的な課題についても、首相自身が「アベノミクスについての信を問う」と発言した通り、政策の変更でも新たな国家的課題の提案でもない、むしろ、改憲はもちろん、集団的自衛権などの重大問題はすべて口にしない、という態度に終始しました。
　憲法違反ともいえる「解散権の乱用」にほかなりません。しかし、不思議なことに多くのマスコミは、この事態を正面から批判しませんでした。そもそも、国会議員選挙に使われる支出額を第46回衆議院選挙で見ると、六六六億二一〇〇万円にのぼります。そのことからだけでも問題にすべきだったのですが、そうはなりませんでした。
　これに対して、海外のマスコミは冷静でした。例えば、イギリスの『エコノミスト』誌は、選挙直後の一二月一五日・二三日に「四九〇〇万人が棄権、大義が見えなかった総選挙／支持されてはいない勝利」と題する論評をかかげ、「国民のためではなく自分のため、安倍首相は諸人が考えるよりはるかに狡猾で、冷酷な政治手腕を発揮した。四九〇〇万人の有権者が参加しなかったという事実、「信任を新たにした」とはとても言えない」というリード文を付けました。
　私たちはいま、この国の主権者として、第四七回衆議院選挙を、その大義から見直さなければならないのではないでしょうか。

2　民意・得票率と議席配分の根本的な矛盾

（1）政党別の得票数と得票率

　次に、最大問題である各政党の得票率と議席配分を検討します。

①小選挙区の結果

資料2-1　主な政党別に見る
衆議院小選挙区の得票数・率の変化
<46・47回>

政党別	得票数(千票)			得票率(%)		
	A 47	B 46	A−B	a 47	b 47	a−b
総　数	52,939	59,626	−6,687	100.00	100.00	—
自民党	25,461	25,643	−182	48.10	43.01	5.09
民主党	11,916	13,598	−1,682	22.51	22.81	−0.30
維　新	4,319	6,942	−2,623	8.16	11.64	−3.48
公明党	765	885	−120	1.45	1.49	−0.04
共産党	7,040	4,700	2,340	13.30	7.88	5.42
社民党	419	451	−32	0.79	0.76	0.03
その他	3,012	7,399	−4,387	5.69	12.41	−6.72

総務省資料から作成

②比例区の結果

資料2−2　主な政党別に見る
衆議院比例区の得票数・率の変化
<46・47回>

政党別	得票数(千票)			得票率(%)		
	A 47	B 46	A−B	a 47	b 46	a−b
総　数	53,334	60,179	−6,845	100.00	100.00	—
自民党	17,658	16,624	1,034	33.11	27.62	5.49
民主党	9,775	9,628	147	18.33	16.00	2.33
維　新	8,382	12,262	−3,880	15.72	20.38	−4.66
公明党	7,314	7,116	198	13.71	11.83	−1.88
共産党	6,062	3,689	2,373	11.37	6.13	5.24
社民党	1,314	1,420	−106	2.46	2.36	0.10
その他	2,829	9,440	−6,611	5.30	15.68	−10.38

総務省資料から作成

資料2-1・2-2は、第四六回・四七回衆議院選挙の結果について、主要政党ごとの得票と得票率の動きを見たものです。これを丁寧に分析すると、いくつもの重要課題が見えてきますが、この報告では省略します。

(2)民意と議席配分の根本的なズレ

根本問題は、次の資料に見出すことができます。

資料3は、四七回選挙の結果（各政党の得票率）に基づいて、四七五議席の配分を試算したものです。①は小選挙区制による得票率に基づき、②は同じく比例区の結果で、③は①と②の平均値で議席配分を見たものです。ここでは、③によって読んでみます。

◇自民党は、③では一九二だが、実際の議席は二九一である。　↓格差一・五二倍
◇民主党は、③では九七だが、実際の議席は七二である。　↓格差〇・七四倍
◇維新は、③では五七であるが、実際の議席は四一である。　↓格差〇・七二倍
◇公明党は、③では三六であるが、実際の議席は三五である。　↓格差〇・九七倍
◇共産党は、③では五九であるが、実際の議席は二一である。　↓格差〇・三六倍
◇社民党は、③では八であるが、実際の議席は二である。　↓格差〇・二五倍
◇その他は、③では二六であるが、実際の議席は一三である。↓格差〇・五〇倍

このように、民意と議席配分との間には、根本的というべきズレがあります。

(3)「死に票率」の問題

これはまた、いわゆる「死に票」の問題でもあります。つまり、投票が全く無駄になった、という場合を「死に票」と呼んでいますが、これが高い率で生じているのです。今回の結果についての「死に票」はまだ計算されていませんが、46回の小選挙区については、

資料4のような状態でした。全体の過半数が「死に票」だったのです。

(4)自民党に見る絶対得票率の変化

しかし、自民党でその実態を見ると、深刻な問題が浮かび上がります（資料5）。小選挙区制度に助けられて政権をとってはいるものの、この間に得票数と絶対的得票率を下げ続けてきているからです。第四六回選挙で政権に返り咲きましたが、じつは得票・得票率とも民主党に敗れたその前の選挙を下回り、絶対得票率は四分の一を切りました。そして今回は、それをさらに下回ったのです。

一言でいえば、現在の自民党と安倍政権は、虚構の上に立つ泡のような存在なのです。

(5)憲法違反の選挙制度

こうした選挙制度が、憲法違反であることはいうまでもありません。次にそのことを確認しておきましょう。

資料3　得票率による議席配分の試算と実際の議席数
〈47回選挙〉

政党別	得票率による議席配分			実際の議席数	④÷③
	小選挙区	比例区	平均③※		
	①	②	①＋②÷2	④	
総　数	475	475	475	475	1.00
自民党	228	157	192	291	1.52
民主党	107	87	97	72	0.74
維　新	39	75	57	41	0.72
公明党	7	65	36	35	0.97
共産党	63	54	59	21	0.36
社民党	4	12	8	2	0.25
その他	27	25	26	13	0.50

資料2－1・2－2による独自の試算
※③は端数調整をしてある。他は端数四捨五入

資料4　主要政党別に見た小選挙区の「死に票率」〈46回〉

政党別	全　体	自民党	民主党	維　新	公明党	共産党	社民党
死に票率	53.0	12.9	82.5	81.9	0.0	100.0	83.7

東京新聞による

資料5　自民党の得票数と絶対得票率（小選挙区）の変化

指標別	第45回　2009	第46回　2012	第47回　2014
有権者総数（千人）	103,949	103,959	103,962
得票数（千票）	27,301	25,643	25,461
〃　前回比（千票）	△5,217	△1,658	△182
絶対得票率	26.3%	24.7%	24.5%

資料6　日本国憲法第一章・第四章（抄）

◇前文「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し…」
◇第一五条　①公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。
③公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
④すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。
◇第四一条　国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。
◇第四三条　①両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。
◇第九八条　①この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
◇第九九条　天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

①正当な選挙（前文）前文の書き出しは、中央政府についての議会制民主主義の宣言というべきものですが、「正当な選挙」を明言しています。ここでいう「正当性」が、主権者国民全体の意思の反映であることはいうまでもないでしょう。

②固有の権利（一五条第一項）　公務員の選定・罷免は「国民固有の権利＝もともと持っている権利」といっています。どのような力も奪うことができない権利です。しかし膨大な「死に票」の存在は、それを全く無視しているといわなければなりません。

③選挙権の保障（一五条第三項）すべての成年者に選挙権を保障しています。主権者すべてによって、中央政府の政治をつくることが、国民主権の基本だからです。ここでも多数の「死に票」の存在は大問題です。

④自由投票（一五条第四項）すべての投票者に対して、投票の自由が保障されています。主権者全員の意思がそのまま反映されなければならないからです。いまの小選挙区制度がいかにゆがんでいるかは、この点からも明らかです。

⑤国会の最高機関性（四一条）中央政府の三権の担当者のうち、主権者が選挙するのは国会議員だけです。国会の最高機関性がそれによっていることは明らかであり、ここでもあらためて「正当な選挙」が前提になります。

⑥全国民の代表者（四三条）国会議員は「全国民の代表者」であることによって、その地位を得ます。まさしく全国民の代表でなければならないのです。

⑦選挙の無効の可能性（九八条・九九条）九八条では違憲の法制度や国務行為は「無効」である、と規定し、さらに九九条は全公務員に憲法尊重・擁護の義務を課しています。以上に見たことからするなら、現行制度による衆議院選挙は、無効とすべき可能性を持つものだといって良いでしょう。

3　投票率の低下に見る民主主義の危機

先に見た『エコノミスト』誌の指摘にもありましたが、今回の総選挙が示したもう一つの重大問題が、投票率の低下です。初めに資料をまとめてかかげましょう。（資料7・8・9）

（1）全国的な投票率の低下のなかで

以上の資料から見えるように、投票率の低下は全国的に起きていることで、四七回選挙の投票率は戦後最低でした。と同時に、この間の動きには、注意を引くものがあります。

①民主党が政権をとった二〇〇九年の四五回選挙では、全国的に七〇％近い得票率を記録し、二八県では七〇％を超え、うち四県は七五％を超えた。

②しかし、次の四六回選挙では、全国的に約一〇ポイント下げ、都道府県別では四五回で七〇％を超えた県の多くで二〇ポイント前後下落する現象があらわれた。

この点からいうと、民主党政権への期待とそれに対する失望とが、急激な投票率の下落を招いたと見ることも可能です。そして、それらの県の多くが、四七回選挙でさらに投票率を下げました。

（2）民主主義の危機というべき現象

しかし、資料8に見るように、都道府県別に見た場合の投票率の低下は端的であり、特に四七回においては八県で五〇％未満を記録しました。国政選挙で投票率が半数を割ることは、国民主権・民主主義の危機というべき現象というほかありません。

参考のために、各国の議会選挙の投票率をかかげておきます。（参考資料1）

（3）投票率低下の原因は何か

―A・直接的な原因

投票率の低下の原因については、私自身政治社会学的な立場から関心を持って見てきましたが、ここでは項目的にあげるにとどめます。

①労働環境の悪化

非正規化

労働時間の条件

その他

参考資料2としてかかげたのは、先に見た英誌『エコノミスト』の論評記事において、アベノミクスの評価と選挙の投票率の低下を論じる資料としてかかげられていたものですが、非正規労働者の増大と労働組合組織率の低下を見ることによって、日本の国民・勤労者の困難を言い当てていることに注目したいと思います。

②政治的無関心、政治不信
③病気、障害、体調不良
　労働環境
　高齢化
④情報不足
⑤投票の仕組み（投票所の位置、投票期間…）

これらのことをもう一度裏付けるのが、参考資料3（9ページ）です。

（4）投票率低下の原因は何か
―B・社会状況的な原因

次に、社会状況的な原因を項目的に見ておくことにします。

①地域社会の人間関係の弱体化
②労働組合運動、学生運動など、社会的行動機会の希薄化
③貧困と格差の広がり
④その他、社会的な疎外現象の拡大

資料7　衆議院選挙の投票率の変化　（%）

選挙年	1990	1993	1996	2000	2000	2003	2005	2012	2014
投票率	73.3	67.3	59.7	62.5	59.9	67.5	69.3	59.3	52.7

総務省　1996年以降は小選挙区の投票率

資料8　衆議院選挙小選挙区の都道府県別投票率の変化

投票率段階別（%）	2005年選挙	2009年選挙	2012年選挙	2014年選挙
全体投票率	66.80	69.28	59.32	52.66
都道府県総数	47	47	47	47
75～	1	4	―	―
70～75未満	17	24	―	―
65～70未満	23	17	1	―
60～65未満	6	2	19	―
55～60未満	―	―	23	13
50～55未満	―	―	4	26
45～50未満	―	―	―	8

資料9により作成

◇参考資料1　各国の国政選挙の投票率

国別 選挙年	デンマーク 2011	スウェーデン 2014	ノルウェー 2013	ドイツ 2013	イタリア 2013	フィンランド 2011	イギリス 2010	アメリカ 2012	フランス 2012
投票率	87.74	83.33	78.23	71.55	75.19	67.37	65.77	59.32	55.40

民主主義・選挙支援国際研究所（IDEA）

資料9　都道府県別に見た衆議院選挙の投票率の変化

都道府県別	A 47回選挙	B 46回選挙	C 45回選挙	D 44回選挙	A－B	A－C	A－D
北海道	56.35	58.73	73.65	71.05	−2.38	−17.30	−14.70
青森県	46.83	54.20	68.52	65.04	−7.37	−21.69	−18.21
岩手県	56.23	61.68	73.41	70.82	−5.45	−17.18	−14.59
宮城県	49.23	55.24	67.35	64.58	−6.01	−18.12	−15.35
秋田県	55.78	63.22	73.27	70.60	−7.44	−17.45	−14.82
山形県	59.15	64.86	74.93	73.84	−5.71	−15.78	−−14.6
福島県	52.51	58.86	72.82	71.62	−6.35	−20.31	−19.11
茨城県	55.24	58.85	67.60	64.46	−3.61	−12.36	−9.22
栃木県	50.10	54.71	67.35	65.58	−4.61	−17.25	−15.48
群馬県	51.72	57.33	69.06	66.29	−5.61	−17.34	−14.57
埼玉県	51.97	57.40	66.25	64.88	−5.43	−14.28	−12.91
千葉県	51.24	58.49	64.87	64.59	−7.25	−13.63	−13.35
東京都	54.36	62.20	66.37	65.59	−7.84	−12.02	−11.24
神奈川県	53.88	59.87	68.26	67.08	−5.99	−14.38	−13.20
新潟県	52.71	59.66	73.41	71.57	−6.95	−20.70	−18.86
富山県	47.46	56.89	73.75	71.16	−9.43	−26.29	−23.81
石川県	49.16	61.92	75.67	71.27	−12.76	−26.51	−22.11
福井県	50.00	61.75	74.11	71.68	−11.75	−24.11	−21.68
山梨県	59.18	63.67	74.29	71.31	−4.49	−15.11	−12.13
長野県	55.48	63.36	75.67	71.70	−7.88	−20.19	−16.22
岐阜県	52.92	62.04	73.09	72.31	−9.12	−20.17	−19.39
静岡県	55.61	61.75	70.81	68.81	−6.14	−15.20	−13.20
愛知県	54.19	59.07	69.60	66.48	−4.88	−15.41	−12.29
三重県	56.20	61.29	72.37	71.19	−5.09	−16.17	−14.99
滋賀県	53.79	61.76	70.65	69.52	−7.97	−16.86	−15.73
京都府	50.99	58.27	68.20	66.25	−7.28	−17.21	−15.26
大阪府	50.67	58.37	66.79	65.37	−7.70	−16.12	−14.70
兵庫県	50.86	58.59	66.96	66.71	−7.73	−16.10	−15.85
奈良県	55.60	63.14	71.47	70.32	−7.54	−15.87	−14.72
和歌山県	51.05	61.37	71.70	69.24	−10.32	−20.65	−18.19
鳥取県	54.38	62.92	75.30	72.86	−8.54	−20.92	−18.48
島根県	59.24	65.74	78.35	75.81	−6.50	−19.11	−16.60
岡山県	50.60	55.27	68.57	65.71	−4.67	−17.97	−15.11
広島県	50.02	56.76	69.32	68.44	−6.74	−19.30	−18.42
山口県	53.07	60.04	71.81	69.07	−6.97	−18.74	−16.00
徳島県	47.22	57.83	70.11	67.66	−10.61	−22.89	−20.44
香川県	50.56	59.04	70.33	67.07	−8.48	−19.77	−16.51
愛媛県	49.80	59.56	70.91	65.81	−9.76	−21.11	−16.01
高知県	50.98	53.89	67.64	64.12	−2.91	−16.66	−13.14
福岡県	48.81	57.34	68.77	66.63	−8.53	−19.96	−17.82
佐賀県	57.77	61.86	74.15	72.25	−4.09	−16.38	−14.48
長崎県	51.13	60.11	71.35	68.35	−8.98	−20.22	−17.22
熊本県	50.06	58.53	71.76	69.34	−8.47	−21.70	−19.28
大分県	56.11	62.17	72.07	72.49	−6.06	−15.96	−16.38
宮崎県	49.86	55.69	69.10	68.69	−5.83	−19.24	−18.83
鹿児島県	50.47	56.79	71.50	69.69	−6.32	−21.03	−19.22
沖縄県	52.36	56.02	64.95	62.35	−3.66	−12.59	−9.99
計	52.66	59.32	69.28	67.51	−6.66	−16.62	−14.85

総務省資料から作成

(5)投票率低下の原因は何か
—C「死に票」に見る選挙制度の欠陥

最後は、先に見たような選挙制度の欠陥が、投票意欲をそいでいることを付け加えなければならないでしょう。この項の最後に三多摩地域の投票率資料をかかげておきます。（資料10・11／10ページ）

4　さいごに
—虚構の権力に立ち向かう誠実な民主主義的運動の共同を

以上、投票率の低下の原因を見ていくと、軍事路線の拡大と新自由主義による人権無視の違憲政治の展開が、人々を追い込み、ある場面では無気力感すら生み出していることを見ることができます。一種の「ファシズム現象」といって良いかもしれません。

私は、この報告を、現国会、特に衆議院が「改憲発議をなし得る正当性を持っているか」という問題意識をもって始めました。それが「否」であることは明白です。

各政党の投票率における投票者の意思表示と議席配分の根本的ともいうべきズレに見られる衆議院の議席構成は、文字通り反憲法的現実であり、選挙無効をいうべき事態です。

こうした国会に「改憲発議」の要件が備わっているはずもありませんし、憲法原則に即していうなら、そもそも国権の最高機関たる立法府の資格が疑われる事態です。

私はいま、虚構の多数による反憲法・反民主主義の権力的政治に対して、誠実に立ち向かう民主主義的運動の共同が急がれていると考えています。特に、選挙制度のゆがみに対して、大きなうねりともいうべき行動・呼びかけを行わなければなりません。

そうした共同を生み出し、広げるうえで、沖縄の人々と連帯し、そこで展開されている深く広い共同の営みから学び合い共に進むこと、東日本大震災と原発事故の現場で、歯を食いしばって歩み続けている人たちと連帯することは不可欠のことだと思います。

戦後七〇年の年に、あらためて「改憲」を提案し、国民投票まで呼びかける勢力に対して、「戦後」であり続けるための学習・研究・行動でこたえなければなりません。

（二〇一五年二月一八日）

◇参考資料2　労働者の正規･非正規と労組組織率の変化

標識別	1991	1993	1995	1997	1999	2001	2003	2005	2007	2008	2009	2010
正規労働者（万人）	3639	3756	3779	3812	3688	3640	3444	3374	3441	3399	3380	3355
非正規労働者（万人）	897	986	1001	1152	1225	1360	1505	1633	1732	1760	1721	1756
非正規率（%）	19.8	20.8	20.9	23.2	24.9	27.2	30.4	32.6	33.5	34.1	33.7	34.4
労組組織率（%）	24.5	24.2	23.8	22.6	22.2	20.7	19.6	18.7	18.1	18.1	18.5	18.5

英誌「エコノミスト」2012. 12. 23　原資料は総務省・厚労省

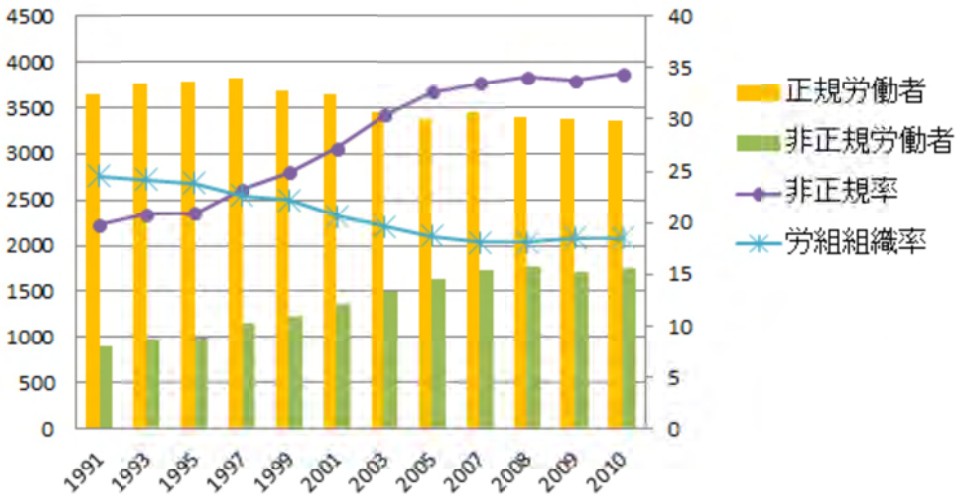

◇参考資料3　棄権した理由
（2013年参院選）

棄権した理由	回答率
仕事が忙しかった	38.8
政治や選挙に関心がない	16.4
自分1人が投票しなく ても	15.8
旅行やレジャー	13.9
適当な候補者がいない	13.7
投票所へ行く のが面倒だった	11.5
病気(看病)、体調不良	9.3
選挙で生活が良く ならない	8.2
投票日を忘れた、知らなかった	4.6
候補者の人柄、政策が分からなかった	3.0

東京都選挙管理委員会

資料10　三多摩市町村に見る衆議院選挙投票率

〈46回･47回選挙　小選挙区〉

選挙別	総数	65～70%未満	60～65%未満	55～60%未満	50～55%未満	45～50%未満
46回選挙	30	8	15	7	—	—
	100.0%	26.7	50.0	23.3	—	—
47回選挙	30	—	1	20	7	2
	100.0%	—	3.3	66.7	23.3	6.7

資料11　三多摩市町村の第47回衆議院小選挙区投票結果

開票区名	有権者数	投票者数	棄権者数	投票率(%)		
				①47回	②46回	①－②
武蔵野市	118,853	70,952	47,901	59.70	67.11	−7.41
府中市	204,919	114,635	90,284	55.94	63.74	−7.80
小金井市	96,532	55,775	40,757	57.78	65.17	−7.39
小平市	149,821	85,373	64,448	56.98	64.75	−7.77
国分寺市	98,233	58,196	40,037	59.24	66.50	−7.26
国立市	61,032	36,129	24,903	59.20	67.38	−8.18
西東京市	161,699	90,560	71,139	56.01	64.06	−8.05
東村山市	123,486	68,525	54,961	55.49	63.72	−8.23
東大和市	69,422	37,875	31,547	54.56	63.37	−8.81
清瀬市	60,403	34,051	26,352	56.37	64.30	−7.93
東久留米市	94,954	52,330	42,624	55.11	64.26	−9.15
武蔵村山市	56,684	27,783	28,901	49.01	58.43	−9.42
立川市	145,733	77,457	68,276	53.15	61.27	−8.12
昭島市	91,442	48,853	42,589	53.43	59.50	−6.07
日野市	146,414	81,869	64,545	55.92	64.49	−8.57
三鷹市	149,032	84,449	64,583	56.67	64.19	−8.52
調布市	183,908	101,637	82,271	55.27	64.42	−9.25
狛江市	65,833	37,385	28,448	56.79	63.88	−7.09
稲城市	67,996	38,370	29,626	56.43	65.60	−9.17
町田市	344,362	191,520	152,842	55.62	63.84	−8.22
多摩市	122,037	69,862	52,175	57.25	65.59	−8.34
八王子市	456,057	252,619	203,438	55.39	62.22	−6.83
青梅市	112,520	59,511	53,009	52.89	59.91	−7.02
福生市	47,086	24,388	22,698	51.79	59.93	−8.14
羽村市	45,176	23,238	21,938	51.44	59.96	−8.42
あきる野市	65,983	35,107	30,876	53.21	59.87	−6.66
瑞穂町	27,183	13,080	14,103	48.12	55.81	−7.69
日の出町	13,826	7,906	5,920	57.18	64.56	−7.38
檜原村	2,130	1,365	765	64.08	69.12	−5.04
奥多摩町	4,973	2,960	2,013	59.52	65.84	−6.32

東京都選挙管理委員会資料から作成

統一地方選挙と教育

政治教育の「貧困」という観点から考える

多摩住民自治研究所 理事　荒井 文昭

下がり続けてきた投票率

選挙は、有権者一人ひとりの判断が一票として表され、その集約の結果が候補者を当選させ、あるいは落選させます。そして、選挙によって選出された代表者には、憲法と法にもとづいた権限が認められ、有権者はその決定に基本的には拘束されるのです。選挙で選ばれた代表者の権限をわたしたちが認めるのは、有権者の判断が選挙結果に示されていると考えるからです。その意味では、選挙は民主政治と地方自治の土台と言ってもいいと思います。しかし、この地方自治の土台としての統一地方選挙の投票率は、下降の一途をたどってしまっているのです。

次頁に掲載している表とグラフは、一九四七年から二〇一一年までにおこなわれた、統一地方選挙投票率の推移です。このグラフを見れば明らかなように、一九五一年をピークに投票率は下がり続けてきています。市区町村議選挙でみれば、一九五一年に九一・〇二%あった投票率はほぼ一貫して落ち続け、二〇一一年には四九・八六%にまで落ちています。市区町村長選挙でも、ほぼ同様な傾向がみてとれます。

統一地方選挙の投票率がこれだけ低下してきていることを、わたしたちはどのように受け止めるべきなのでしょうか。この小論ではこのことを、政治教育の貧困という観点から考えてみたいと思います。

住民が自由に学ぶことのできる環境の危機

多くの自治体では現在、公共施設の再編が計画され実行されようとしています。その背景には、自治体財政の問題があります。そして、各自治体の学校、図書館、公民館などの教育機関は、この公共施設再編に大きく影響を受けようとしているのです。

教育機関をめぐる問題は、慢性的な教育予算不足により、トイレ改修もすすまない自治体が生まれているだけではありません。社会教育の領域では、職員の引き上げと非正規化がすすめられてきています。あるいは、各公民館ごとに設置されてきた公民館運営審議会をひとつにまとめてしまう動きや、毎月開催してきた審議を隔月にしてしまうところも生まれています。公民館を統廃合する計画をすすめている自治体もあります。公民館の事業費を大幅に削減するだけではなく、このように社会教育職員の人件費を抜本的に切り下げる政策に舵を切っている自治体が生まれてきています。

わたしたちには、生涯にわたって、あらゆる場所で自由に学ぶことが、日本国憲法に権利として認められているはずですが、

実施年	市区町村議選	市区町村長選
1947	81.17%	72.69%
1951	91.02%	90.14%
1955	80.99%	83.67%
1959	82.37%	84.82%
1963	79.55%	81.57%
1967	76.87%	76.30%
1971	77.65%	76.41%
1975	75.39%	72.60%
1979	73.42%	71.59%
1983	72.78%	69.67%
1987	68.89%	68.07%
1991	63.81%	65.28%
1995	59.61%	59.84%
1999	60.34%	61.12%
2003	55.94%	56.23%
2007	54.60%	53.67%
2011	49.86%	51.54%

※公益財団法人　明るい選挙推進協会ＨＰ（http://www.akaruisenkyo.or.jp/）に掲載された資料をもとに作成。

現在、少なくない自治体では、財政が厳しいからという理由により、おとなの学びは自己責任でおこなうことが当然とされる傾向が広がっています。

今度の統一地方選挙は、教育機関を含むこうした公共施設再編動向にも強い影響を与えることになります。限られた財源のなかでも、いかにして地方自治を豊かにする環境としての学習環境（身近な施設と信頼できる職員）を整備していくのかが、争点として設定されるべきであろうと思います。

学校教育政策をめぐる課題

すべての自治体には、子どもが通える範囲ごとにくまなく設置されている公共施設が存在しています。それは公立小中学校です。社会教育施設と同様に、小中学校の統廃合もすすめられた自治体は少なくないのですが、それでも、公立小中学校は、当該自治体にとって重要な公共施設であることは間違いありません。しかし、現在の法制度のもとでは、社会教育領域とは異なり、市町村長や議員の選挙で、公立小中学校のあり方が争点とされたことは多くはないのです。公立小中学校の場合には、その設置者が市町村ではあっても、教職員人事の決定は東京都教育委員会が握っているからだけではなく、学校教育の内容についても、各市町村の実情に応じた教育課程づくりが推進されているわけではなく、実質的には東京都教育委員会の影響力の下で決められているからなのです。

さらにいえば、市町村自治体において学校教育にかかわる政策を実際につくっているのも、一九八〇年代以降からは東京都教育委員会から派遣された指導室長や指導主事などが担っているのが実態だと思います。こうした運用は、一九五六年の教育委員会法廃止から現在にいたるまで長く続けられてきたものであるため、統一地方選挙では争点になってきませんでした。市町村がその設置と管理の主体であるはずの公立小中学校をめぐる教育政策は、その統廃合や選択制導入の可否などを除けば、その多くを東京都教育委員会によって実質的には決められてきたので、これまでは統一地方選挙の争点とされて、住民の間で議論されたことはなかったのです。

構造改革下における学校教育政策の分岐点

実際に、各市町村教育委員会ごとに決めているはずの学校管理規則も、多くは東京都教育委員会の学校管理規則とほぼ同じ内容になっていて、各自治体がその特徴にふさわしい学校運営のあり方を検討していこうとする動きはみえません（宮崎県五ヶ瀬町教育委員会や福岡県春日市教育委員会などで、まちづくりと連携した規則づくりが取り組まれている事例などは、三鷹市などを除いては、東京都ではほとんど耳にすることはありません）。

むしろ現在、公立小中学校の教育内容に対する、東京都教育委員会の影響力が、安倍政権の教育政策動向と連動しながら、ますます強められようとしています。たとえば、都内公立中学校の教員が社会科の授業で、日本海と東海が併記されている市販教材を使ったことに対して、二〇一四年一〇月一〇日、東京都教育委員会教育長名で、都立学校長宛ではありますが、以下の通知が出されました。

「都内公立中学校の社会科の授業で、我が国の見解と異なる不適切な内容が記載されている教材を使用していたことに加え、教材の使用に至る経緯が不適切であったことが明らかになりました。つきましては、下記の内容について、改めて指導の徹底をお願いします」（東京都教育委員会「学校における補助教材の適正な取扱いについて（通知）」）。

この都教委通知は、もともとは二〇一四年一月一七日に文部科学省より出された

「義務教育諸学校教科用図書検定基準及び高等学校教科用図書検定基準の一部を改正する告示」を根拠にしていると考えられますが、この文科省告示のもととなった審議会まとめでは以下の記述となっていました。

「多様な教科書の発行を期するという制度の趣旨から考えると、政府の見解や判例と異なる考えに基づく記述がされることを認めないというものではなく、児童生徒の多面的・多角的な考察に資するような記述を求める趣旨であると考えることが適当である」（文部科学省・教科用図書検定調査審議会「教科書検定の改善について」（審議のまとめ）二〇一三年一二月二〇日）。

すなわち、最高裁判決や政府の統一見解がだされている場合にはその内容を教科書に記載しますが、それだけを教えて他の見解を教えないためではなく、多様なとらえ方を子どもが学ぶことのできる内容に本来していくべきことが、審議会まとめには示されていたのです。ところが、先の都教委通知は、政府の統一見解と異なる内容を掲載することを認めないかのような内容となっています。もしもそうなると、教育が自立した判断のできる人格の完成を追求する教育ではなく、政府の見解を教え込まれる教化になってしまいかねません。

和歌山大学の学長をつとめてきた山本健慈さんは、アカデミズムとジャーナリズムの危機についてつぎのように語っています。

「わたしは常々、民主主義が健全であるためには、アカデミズム（大学・学問）とジャーナリズム（報道）が時代の批判精神をもっていることが重要だと思っています。いま、そのアカデミズムとジャーナリズムが大変な危機にたっています」（『住民と自治』二〇一五年二月号）。

ここで詳しく書く余裕はありませんが、現在は大学においても政府による財政誘導政策などによって、国立大学などでは批判的精神が危うい状況になってきています。市町村が設置し管理しているはずの公立小中学校も、その管理運営や教育内容に対する関心をもち、現場教職員の声を聞こうとする姿勢をもたない自治体では、結局は東京都教育委員会による実質的な管理に学校をゆだねてしまうことになりかねません。

向き合わなければならない諸課題

自治体財政が困難に直面しており、いずれの自治体も公共施設の再編を検討せざるを得ないことには背景があります。少子高齢化の急激な進行、自治体間の人口格差と東京圏における高齢人口の急増、そして単独世帯増加など、これからわたしたちが向き合わなければならない諸課題が迫っているからです。また、グローバル化をめぐる課題も日本においては一九九〇年代以降、対応が求められてきました。地球環境やエネルギーをめぐる課題、自然災害をめぐる課題なども重要であると思います。

わたしたちが向き合わなければならないこれらの課題に対する政策のあり方について、住民一人ひとりが、学びを通して向き合うことが、地方自治の土壌にならなければ、選挙の投票率があがらないだけではなく、地方議会の水準もあがらず、国家主導の「改革」に地方自治は埋没させられてしまいます。

国が、新自由主義型経済政策をすすめることによって格差貧困の拡大を広げてしまうとしても、新自由主義型経済政策とは異なる方向性がそれぞれの自治体で追求され続けることによって、それがやがて国の政策にもなっていく基盤ができるはずです。

その意味で、たとえば、自治体財政に対する住民と職員による自主的な学習とその白書づくりの取り組みは自治体の財産となります。同時にまた、教育委員会ではなく首長部局の財政課などと市民が、対等ではないかたちで財政白書をつくることには危うい要素が含まれることを、わたしたちは自覚する必要があると思います。住民の学

習する権利を保障しようとする教育委員会のあり方が重要なのです。

人権としての学びと地方自治の実現

事態を深く分析するための学びを広げていくこと、そのための環境を守り整備していくこと、このことは、地方自治を豊かに展開させる土壌です。住民や議員らによる自主的な学びが存在する自治体では、その学びの成果は各種の選挙にもその結果が反映され、その後のまちづくりにも影響を及ぼします。その意味では、教育機関の充実とまちづくりはこれまでも連携してきたし、現在もしています。特に、困難な課題であればあるほど、合意をめざして話し合いを重ねることと同時に、深い学びのできる場、すなわち身近な施設と、そこに信頼できる職員が存在していることが必須となります。いくら「協働のまちづくり」とスローガンを掲げていても、住民にとって身近な施設を統廃合し、また経験と専門性をもった職員を養成して配置することをしないで、安易に非正規職員に置き換えたり、あるいは行政が取り組むべき課題を住民に投げていては、その政策は住民から信用されることはありません。

急速な少子高齢化が日本では目に見える形ですすんでいます。限られた財源のもとでも、自由な学びを実現しながら、住民が安心して暮らせるまちをつくるための鍵は、日常生活圏における社会的資源としての公共施設、そして住民の求めに応じて専門的な支援のできる職員の養成と配置なのではないでしょうか。

その意味では、政策を判断できる目を、住民だれもが獲得できるための学ぶ環境を整備していくことが、今度の統一地方選挙で問われる必要があります。学ぶ権利をすべての住民に保障していこうとする政策を、限られた財源のなかでもリアルに追求していくことが、今度の統一地方選挙でも問われるべきなのです。

今後、住民ひとり一人に、社会が直面せざるを得ない課題への向き合い方が問われるようになります。そのときには、多様な文化とスポーツに市民がふれることのできる環境や、主権者としての判断を「学び」を通して支援することのできる学習環境づくりが重要になってくるのです。学び続けることによって、人は自立しながら豊かな人生を手に入れることが可能となります。そして、その結果として地域の力も向上していきます。

なお、改定された教育委員会制度が二〇一五年四月から施行されます。首長が直接に教育長を任命することとなり、首長が総合教育会議を主催して大綱を決定することがすべての自治体に義務づけられます。今回の統一地方選挙結果は、今まで以上に教育のあり方に影響を及ぼすことになります。このことはしかし、言い換えれば、今度の統一地方選挙において、教育をめぐる争点を明らかにして候補者間で教育についても政策論争をおこなうことが、今まで以上に求められるということでもあるのです。

●文部科学省HPより（http://www.mext.go.jp/）

特集 選挙

座談会【前半】

統一地方選挙の争点を考える

2015年1月28日

八木 絹（自費出版・編集工房「戸倉書院」代表・国立東9条の会）
草刈 智のぶ（『緑の風』編集委員）
荒井 文昭（『緑の風』編集委員・首都大学東京教授）
神子島 健（『緑の風』編集委員・成城大学ほか非常勤講師）
妹尾 浩也（『緑の風』編集委員長・グラフィックデザイナー）
近澤 吉晴（多摩住民自治研究所事務局長）

この座談会は『緑の風』2015年3月号と4月号の２回に分けてお送りいたします

総選挙をどう考えるか

妹尾（進行）　今年春に行われる統一地方選挙の争点、もしくはこの多摩エリアでの視点を、みなさんが日常的にいろいろな活動、運動、仕事を通して感じているところから考えていきたいと思います。

今号の池上論文では、昨年の総選挙をみても、憲法違反の選挙制度とか、国民主権としての選挙が成り立っていないことなどを強く書かれていて、私も同感です。では、まずはじめに昨年一二月の総選挙について少し語ってみたいと思います。

神子島　自民党がこれだけ議席は取っていても、絶対得票率は二四・五％です。投票した人の調査を見ても、かなりの部分が消極的に、ほかに入れるところがないから自民党に入れている状況があります。政治不信がずっと続き、国政がこうだという以上は、地域の政治家、政党のあり方も含めて「どうせ自民しかないから」という消極的な意味で、実質的な選択肢を有権者が奪われている状況にあるのでしょう。

八木　今回の投票率が五二・七％です。総選挙直後のメディアでは、「自分の入れる票がどうせ死んでしまうなら、入れても仕方ない。投票に行く気がなくなる」と分析されていたのですが、本当にそうなのでしょうか。というのは、私の息子は二二歳と一九歳ですが、あの世代は、はたして小選挙区だから行くとか行かないとかと考えているでしょうか。そもそも投票の制度の仕組みや名前も知らないのではないでしょうか。衆議院で小選挙区による選挙が初めて行われたのが一九九六年で、もう二〇年近く経ってしまい、若い人は生まれたときからこの制度だったのです。

池上さんの分析では、生活困難のなかで棄権をしている有権者が多いことがわかります。非正規労働の方などはそもそも投票に行く精神的な余裕がないとか、私たちのためには何もしてくれないという諦めも広がっています。それから「有権者の高齢化」も書かれていて、投票に行けない、関心をもつ意欲が出てこないのですね。このこと自体が政治の責任ですが、長く続いた自民党政治の結果がこの低投票率で、それに乗っかって自分たちが「大勝」している。これはいったい何だというのが今回の選挙の感想です。

妹尾　国会が始まって安倍総理がこの前の総選挙の結果を出してきて、自分たちが支持をもらった以上、それを実現し実践す

る責任があるとおおっぴらにいっています。その言葉もなかなか響いてこない現状ですが、一方では危うい政策がどんどん進められる現実があります。それは選挙制度の問題なのか、あるいは長い自民党政権が醸してきた戦後の政治の一つの現れなのか。

　少し視点をかえますが、今回の後藤健二さんの拘束事件についてなど、妻と話をしているのですが、特に東日本大震災の話になると、どんどん涙が出てくるのです。その時、妻も僕も非常に傷を負っているのだと感じます。私の両親が仙台に住んでいたことや、ニュースで伝えられた映像も含め、大災害のショックが残っているのだろうと思います。世の中の空気がいろいろなことにダメージを受けて、癒えない傷を前に右往左往している感があります。

荒井　うちの家庭のなかでは、もともと安倍首相がエジプトのカイロで、日本は「イスラム国」に対抗する国に対して二億ドルを拠出するとしゃべったことの問題とか責任を、ほとんど報道しないのはどうなっているのだと話しています。政府が慌てて「あれは人道援助のためだ」といっても、通用しません。ネットニュースではそのことが一部出ているけれど、マスコミでは報道されないという事態が、一番心配です。政府は一所懸命やっているといっても、見方を変えればポーズだとわかっていて、あるシナリオを描いて、たぶん結論を出していると思います。

八木　首相は国会で、人質事件を受けて、集団的自衛権の法整備と絡めながら、邦人救出に自衛隊を派遣せよという話まで出しています。

草刈　「イスラム国」については、あの二人の方の命の重さにすごく差があるような報道の仕方が、すごくイヤなのです。片方は殺されても仕方ない人で、片方は生きなければならない人だみたいなマスコミの報道があり、政府もそういう感じの交渉の仕方をしているのだろうと透けて見え、すべてが教育に待つべきものというか、影響を与えていて、すごくイヤです。

　選挙については、低投票率が気になって、私が一年前に東久留米市長選挙に立候補したときのことがまざまざと浮かんできました。無関心というのか、駅で「朝立ち」をすると、三〇代、四〇代、五〇代の人たち、男性がすごく目立つのですが、すごーく冷ややかなのです。

　すべて教育に起因するのだろうなと思います。なぜ選挙をするかを学校で学んでいない。家庭でもその話はわりとしないですよね。うちはたまたま下の子は最初の選挙が私の市長選挙だったので、「いいよね、私の名前書けるじゃない？」みたいなことをいったら、「それは自分の自由だから、自分で決めさせてもらいます」といわれて、それから選挙活動をしちゃったりして、楽しいひとときでしたが……。私の子育てのときの仲間たちは、具体的な人物を通して選挙が身近になったのですが、そうでなくて、選挙は何なのかという学びをしていないことが極端にあって、若い世代の低投票率と関係している。私たちもそういう教育

荒井文昭（あらいふみあき）
1959年埼玉県生まれ。教育行政学。首都大学東京教授、多摩住民自治研究所副理事長。著書に『教育管理職人事と教育政治』、『市民立学校をつくる教育ガバナンス』（共著）ほか。

を受けていないし、そんな自民党の欲しているような教育体制が脈々と続いてきている。

妹尾　僕もつねづね地方自治についての学びがないことが、一番大きいと思っています。学校でいえば、生徒会などの活動も、自治のあり方を学ぶのにいいと思っています。僕ももう九年前になりますが、多摩市長選挙に出ました。冷ややかな目線というのは、自分自身がいろいろな運動、活動をしていたので、その延長上に選挙があるという思いでしたので、その時はあまり気になりませんでした。いま思うと、冷ややかな目線はたくさんあったのでしょうが…、あまり細かいところを気にしないところが確かにあります（笑）。運動の内容をよく知らないもの同士では、地域のなかなどでは当然議論がおき、いろんな摩擦も起きるというシンプルなパワーバランスがあります。それをまとめていくこと自体が自治活動で、学び以前にそういった体験、経験を日常的にしていない人にとっては、選挙に出る人などは「出る杭」に見えるのでしょう。

神子島　大学で政治を教えている立場からすると、まさに地方自治、地域という観点に対して、今の学生たちは、僕が学生だったころの周りとか自分よりも、もっとポジティブな感覚をもっています。「地域という単位なら、確かに自分が何かやれば変わるような気がする」というところから関心をもつという感じがあって、そこはそんなに絶望していません。

選挙とメディア

近澤　今回の選挙で、投票率が五二・七％と低いということで、選択肢がないとか言われていますが、確かに民主党がズッコケて、入れた人は幻滅をもった。みんなの党のように第三極に入れた人は、党自体が崩壊してしまったから、入れるところがないという意味では選択肢がないのだけれど、ただ実際に投票した人の傾向を見れば、共産党が躍進して、自民党のさらに右に位置する次世代の党がもう崩壊寸前までいったわけです。

『現代ビジネス』に町田徹さんという方が書いているのをフェイスブックで見たのですが、大阪の毎日放送のあるラジオ番組で、選挙に行かなかったリスナーに、選挙が終わった日の夜に、「もしあなたがいま投票できるとしたら、どの党に入れますか」と聞いたら、第一党が共産党で四七％の人が入れるといっているのです。民主党は五％で、自民党は二六％なのです。政治や社会の閉塞感がありますが、投票に行かない人も、ラジオのリスナーのアンケート調査では四七％もの人が共産党に入れると、意向調査ではそうなっている。いまの閉塞感に対するマグマが溜まって、その一部が今回の選挙では共産党の躍進につながったと思います。さきほどの四七％というのはすごく大きな数字で、これが行動に結びつけば、また違ったものが出てくるのではないか。選挙制度が変わることなのか、どういうことがきっかけになって発現するかわかりませんが、選挙結果を見てそういうことを感じました。

八木 絹（やぎ きぬ）
1964年生まれ。自費出版・編集工房「戸倉書院」代表。国立東9条の会の活動の一環として、「9条カフェ」を開催中（2カ月に1回程度、国立にて）。

近澤 吉晴（ちかざわ よしはる）
1951年生まれ。日野市在住。日野市役所勤務を経て、多摩研事務局員。理事。2010年6月から事務局長。一方、社会福祉士としても活動中。現在、法政大学公共政策大学院修士課程2年在学中。

八木　今回自民党がマスメディアに「選挙報道についての申し入れ」をしました。一般論ではない異例の細かさで、たとえば討論番組のパネリストの構成はこうしなさいというような指示です。現状でもほとんど体制派のパネリストばかりの番組なのに、さらに全部にしろということなのかと思うくらい強烈な細かい指示をしました。実際の選挙の報道を見ていると、まったくその通りになっていて、一番ひどいのはＮＨＫですが、アベノミクスが選挙の争点であるかのように放送しているし、かつての第三極ブームもメディアがつくり上げたものです。民放もほとんどそういう感じです。みんな見る気がしなかったでしょう。

　こうした自民党のメディア戦略の起点は二〇〇〇年だったと思います。いま朝日新聞は、戦争中に朝鮮半島で吉田清治という人が慰安婦を狩り集めたとする証言を一九八〇年代から九〇年代に掲載した問題で、激しくバッシングされています。一月二六日には朝日新聞に対して「虚偽報道で日本人としての誇りを傷つけられた」と八七〇〇人が一人一万円を要求する集団訴訟が始まりました。さかのぼれば、慰安婦問題を裁いた民衆法廷「女性国際戦犯法廷」（二〇〇〇年）を扱ったＮＨＫの報道番組（「戦争をどう裁くか」二〇〇一年一月）を、安倍晋三氏と故中川昭一氏が中心に改ざんさせたことで、ＮＨＫの籠絡が完成しました。この二人がＮＨＫに政治的圧力をかけたと朝日は書いたが、圧力はなかったとの反論に対するきちんとした証拠を出せず、「朝日新聞虚偽報道問題」として批判され、担当記者が更迭されたりしました。これで朝日新聞は首根っこを押さえられました。以来、朝日新聞を何とか手中に収めようとしていた自民党は、総選挙の前の昨年八月、原発問題での吉田所長調書問題、慰安婦問題での吉田証言問題で訂正・謝罪記事掲載を掲載させることで、メディアコントロールを〝完成〟させました。これは安倍首相が朝日新聞の木村伊量社長を会食の席で懐柔した結果だといわれています。密室なので誰もそれを聞いてはいませんが、第二次安倍政権発足後、安倍首相自らが大手メディアの幹部との会食をさかんに行い、そこに朝日新聞の社長や幹部も含まれていたことが、新聞に掲載される「首相動静」などからわかっています（元毎日新聞記者・田中良太「戦わないからこそ敗北した朝日新聞」、『マスコミ市民』二〇一四年一一月号）。

　朝日新聞は近年、ＴＰＰや原発問題で国民の立場に立たない報道をしていて、東京新聞に乗り換える読者が増えていましたが、朝日新聞の籠絡が完成したタイミングでやってきたのが今回の総選挙だといえます。

妹尾　ＳＮＳの発達の中でメディアリテラシーも向上してきているのかも知れませんが、地域においては、肌身というか実感が伴わないものに人は動けないので、地方選挙ではそこが問われてきます。今まで何をしてきたのかわからない人が、突然〝〇〇党から出るよ〟、というのはけっこうあるのではないかと思います。活動を通して評価されている人に、〝議員になってほしい〟と働きかけ、支えるカタチを作るのがベストだと思いますが、そこまでできなくても、そういう選び方を市民ができる選挙

であってほしいというのが、希望としてあります。

神子島　もともとマスメディアでは地方の選挙は扱いが低いわけで、統一地方選挙となればなおさらです。一つの選挙区、自治体に割く量など、名前が出るだけの話であって、何を争点として、個々の候補者が何を求めて訴えて出るのか。普段から積み上げたもののない人の人柄などわかりません。もう一つ大事なのは、政策よりもう少し広い意味で、どういう地域をつくっていきたいのか、選挙を一つのきっかけとして、みんなちゃんと話そうよということを、市民がやっていく文化ができなければ、どうやってもいまの閉塞感は根本的には変わらないでしょう。制度的にも市民が発信できるように公職選挙法が変わったわけですから、そこは市民運動が「こういう発信の仕方ができるよ」と提示していくべきだと思っています。

八木　今回の総選挙で一番ヘンだと思ったのは、争点を安倍晋三氏が決めるということです。「アベノミクスの選挙です」といっていましたが、「えっ？　争点って私たち市民が決めるものでしょ？」ということでしょう。一人ひとりにとって争点は違うのに、「お上」が決めてメディアが広める。それに違和感のない人がいるとしたら相当絡め取られているわけで、地方選挙ではそれを取り返そうよ、と思います。

神子島 健（かごしま たけし）
1978年東京都生まれ。成城大学ほか非常勤講師。多摩市在住、多摩市の平和活動に参加している。『緑の風』編集委員。著作『戦場へ征く、戦場から還る』（新曜社）が2012年8月に刊行。

妹尾　国政のなかでは政党選挙が目立ってしまった。政党の争点はこれですから、賛成しないとダメですというほとんど脅しのような手法がのさばっています。どういう地域をつくっていきたいのか、それぞれが争点を具体的に出し、その上で議員構成をして、しっかり議論すること。そして議長と首長で二元代表制の議会運営を緊張感を持ってやってほしいところです。

近澤　ネット選挙が解禁になっても、選挙後にアンケートを取ったら、「投票に行くにあたってネットは参考にしなかった」という人が一番多かったそうです。マスメディアのなかでも新聞やテレビが果たす役割が大きいのだと改めて思いました。争点を安倍さんがつくってそれをマスメディアが垂れ流す、それに対してネットのなかでは「マスコミ」ではなく「マスゴミ」といわれています。「ゴミ」といわれているのです。マスコミはそもそも反権力の「第四の権力」、監視機関として生まれたものが、あんなに取り込まれてしまって、メディアの独立性を考えさせられます。新聞が役所など行政機関の批判ができなくなったら、どこがやるのでしょう。「タマの風」ぐらいしかできないですよね。「ニャンとも困ったものだな～」とか（笑）。

妹尾　最近、ＳＮＳが市民の発信力として力をもってきたことを実感しています。僕は学童保育の運動をやっていますが、全国各地域に連絡協議会があり、運営や編集の会議を定期的に開催しながら、学童保育の実践、研究、運動のための雑誌をつくるという形を続けています。その機関誌の中

で政府の制度の資料なども紹介されますが、タイミングが遅れたり、わかりにくかったりすることがあります。それを「学童保育ネットワーク」のフェイスブックのメンバーが、わかりやすくまとめたものをポンとのせてくれたり、「こういうのが載りましたよ」とニュースがくるわけです。そうするとわかりやすさが拡散し、みんなで資料を共有できる。事務局の機能が弱いところにとってはこれはすごくありがたい。これはすごくいいと思う。各地方自治体などへの働きかけなどにいかしていける「よさ」を感じています。

荒井　選挙の話で、想田和弘さんが「選挙」というドキュメンタリー映画をつくりました。さきほど、地方選挙でパッと出た候補者にはあまり関心をもたないと妹尾さんはおっしゃったように、この映画で取り上げられた川崎の補欠選挙の実態は、候補者は誰でもよかったのです。自民党から立候補した山内さんという無名の新人が結果的には当選するのですが、候補者がどなりつけられるわけです。あの実態は、やはり組織です。神社や祭りを支える組織が、誰でもいいから担いで、そうしたら担がれた人が当選するという仕組みが、自由民主党によくも悪しくもある。

でも、そういう組織が安泰かというと、高齢化などがあり、さきの総選挙でも渡辺治さん（一橋大名誉教授）が分析していますが、地方では結構得票数を減らしているのです。組織を信用して自由民主党に投票する方もいるけれど、沖縄が典型ですが、組織に頼っていたら、完全に多国籍企業向けに政策をつくっていって地方や商店街を切り捨てて政策をやっていくなど、絶対に矛盾が起こるのです。地方選挙を考えるとこうした政党組織はそんなに盤石ではないと思いたいです。

オッサン政治をどうするか

妹尾　総選挙のときに「オッサン政治はダメ」と女性たちがいったのは、まさに象徴的です。安倍政権の「女性が輝く社会」という言葉がいかにオッサン的か。すでに女性は輝いているのです。輝いて見えないのがオッサンの曇った目なんですね。

八木　国立市で「９条カフェ」（国立東９条の会主催）というイベントをやっているのですが、そこでついこの前「オッサン政治を打破するには？」というテーマで白熱した議論になりました。総選挙直前の昨年一二月七日に「もう、いい加減にして『オッサン政治』！」という女性の集会が開かれました。朝日新聞の記事では、谷口真由美さん（大阪国際大学准教授、「全国おばちゃん党」代表代行）が、「女性九割、男性一割の国会で、男性が輝く社会と言われたらどう思うか、考えてみてほしい」と辛辣なことを語っています。いまの日本は男性九割、女性一割の議員ですね。

今回の衆議院選挙の結果、日本の女性国会議員の割合は一〇・八％（衆参合計）になりました。世界を見ると、一位はルワンダで六三・八〇％、二位ボリビア五三・一〇％、三位アンドラで五〇・〇〇％、女性議員が多いといわれるスウェーデンは五位

妹尾 浩也（せのお ひろや）

1961年仙台市生まれ。グラフィックアート・ディレクター＆デザイナー、NPO法人人多摩住民自治研究所副理事長、三多摩学童保育連絡協議会 会長ほか。主に書籍装幀・デザイン・出版に従事。2005年多摩市長選挙出馬、惜敗。多摩市在住。妻、長女（20歳）、次女（15歳）の4人暮し。

公務員や民間企業の管理職などでも女性の割合は非常に少なく、国際機関の統計を見ても、日本は「ジェンダーギャップ指数」は一〇四位、「ジェンダー開発指数」は七四位というレベルで、経済的な先進国のなかではダントツに低い（内閣府男女共同参画局のサイト）。そういうなかで「女性が輝く社会」って、何をいっているの？　という感じです。安倍首相がいうのは、結局保育園をつくりましょうみたいな話で、男と女の働き方など社会の根本を変えていかないと、国会議員や地方議員を増やすとかいうことにはなりません。

「地方議会女性議員進出度マップ二〇一四年度版」（全国フェミニスト議員連盟、代表皆川りうこ国分寺市議）によると、都道府県議会と市町村議会の合計における女性の割合で二〇％以上は東京だけです。この議連は女性議員ゼロ議会を訪問して、女性議員を増やすように働きかけています。ついでに思い立って、多摩地域の市町村議会はどうなっているのかを調べてみました（今年一月二二日現在）。表1をご覧ください。都議会は二〇％女性議員がいます。多摩地域には三〇自治体がありますが、平均は二五・三％、一位は小金で四四・七〇％です（列国議会同盟が公表している「女性国会議員比率ランキング」＝二〇一四年一一月現在＝からネットニュースBROGOS海老澤由紀氏が作成）。この統計作成時、日本は八・一〇％で一二九位でした。

べつに女だったらいいとか、男だからダメだといっているわけではないのです。「オッサン政治」とはおそらく、教育、消費、介護という生活に根ざしたものは重視せず、集団的自衛権とか改憲とか公共事業に重きを置く従来の自民党型の政治を指しているのだと思います。それを担ってきたのが男性である。もしアメリカで考えてみれば、白人が議会の九〇％を占めていたら、とんでもないわけで、やはりそこの社会を構成しているバランスに応じた議会の構成に近づくべきなのは当然です。日本では女性すらもこういう状態ですから、性的マイノリティとか障がい者、高齢者などの意見はほとんど議会に反映されず、アイヌなどは無視に等しい。

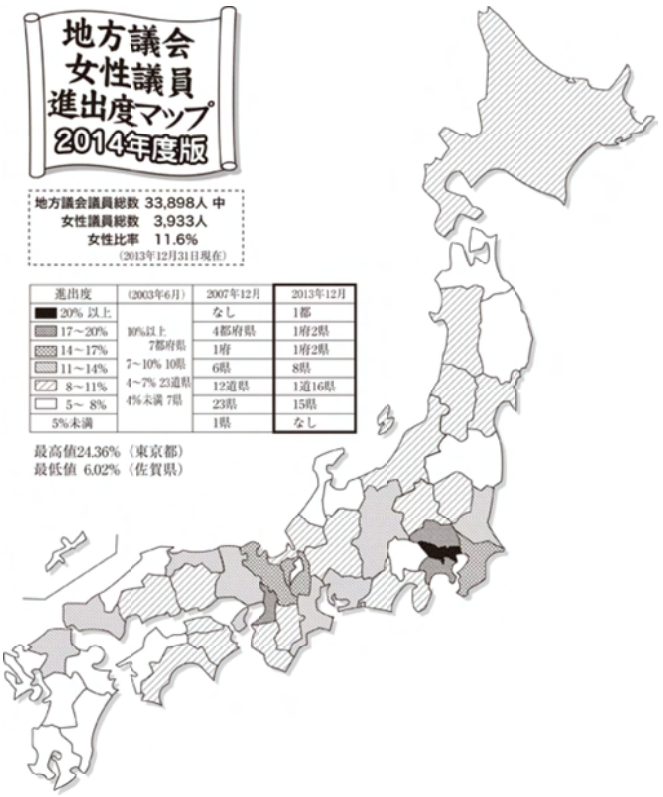

全国フェミニスト議員連盟HPより
http://www.afer.jp/index.html

参考

	全議員数（現員）	女性議員	割合（%）
東京都議会	126	25	20
全地方議会	33,898	3,933	11.6

東京都議会 2015年1月22日現在
全地方議会 2013年12月31日現在

表1　多摩地方女性議員割合
（2015年1月22日現在）

市町村議会	全議員数（現員）	女性議員	割合（%）	順位
八王子市	37	9	24.3	16
立川市	27	7	26	14
武蔵野市	24	8	33.3	5
三鷹市	28	5	17.9	25
青梅市	23	4	17.4	26
府中市	27	5	18.5	22
昭島市	22	5	22.7	17
調布市	27	5	18.5	22
町田市	36	9	25	15
小金井市	24	10	41.7	1
小平市	27	8	29.6	7
日野市	24	7	29.2	8
東村山市	25	7	28	11
国分寺市	24	7	29.2	8
国立市	22	8	36.4	4
福生市	20	4	20	20
狛江市	21	8	38.1	3
東大和市	22	4	18.2	24
清瀬市	20	6	30	6
東久留米市	22	6	27.3	12
武蔵村山市	19	4	21.1	19
多摩市	25	10	40	2
稲城市	22	6	27.3	12
羽村市	18	3	16.7	27
あきる野市	21	3	14.3	28
西東京市	28	8	28.6	10
瑞穂町	16	2	12.5	29
日の出町	16	3	18.8	21
檜原村	9	2	22.2	18
奥多摩町	12	1	8.3	30
合計	417	108	25.3	

井市で、二四人中一〇人で四一・七%。スウェーデン並みに頑張っています。二位は多摩市、三位は狛江市、四位は国立市など。これらはみな三〇%以上います。最も少ないのは奥多摩町で一二人のうちたった一人（八・三%）しかいない。これは国会議員のレベルより低く、全国的にも低い方です。全国的にも農村部ほど女性議員が少ない傾向です。こうした自治体の政治の中身がどうなっているのか心配になってしまいます。

そこで、この議連が地方議員に行ったセクハラのアンケート調査を見てみました。昨年の都議会での「セクハラやじ」問題が注目されましたが、あんなことは日常茶飯事です。一三四人の議員しか回答していないので全国的な傾向ではありませんが、回答者の四七・八%がセクハラを議会で経験しています。経験者の六八・九%は一期目の議員です。若く議員経験が浅い議員が、議会本会議場でもそれ以外の場所でも、議員からだけでなく職員からも受けているのが実態です。「議会のなかで性差別的な仕組みがある」という指摘もあります。

こういう議会のあり方は住民への政策に反映すると思うのです。こういう人たちがどうやって「女性が輝く社会」をつくるのか。それが「オッサン政治」という言葉で告発されているのだと思います。

妹尾　長く仕事と家事が家庭のなかで分離されてしまっています。私の父の代などでは「男子厨房に入るべからず」というのが典型的です。ある時、知り合いが「イクメン」という言葉は使わないとフェイスブックで言ってました。きっかけは何だったかというと、自分の息子が二〇代半ばを過ぎて結婚し、子どもが生まれたので、彼は息子に「家事手伝ってる？」と聞いたらしいのです。そうしたら、「何いっているの？父ちゃん」と怒られたそうです。「イクメン」にはまだ「手伝う」感があって、子育ても何も自分がやるべき仕事なわけで、これが感覚のずれで、その認識のないままの

人が、たぶん「オッサン」なのです。ああ、若い人は育っている、と感じました。

僕も自分の娘をとおして、いろいろなことを感じています。中学校では今、総合的な学習として職場や福祉体験を通して、ボランティアや社会との接点をつくっています。それは、働くことや人の役に立つことを社会体験として学ぶ場としていいと思います。大変なことだ気構えずにボランティアにスッといける、そういう土壌を醸成してきたのかなと思いつつも、まだまだ人口的にも多い世代では、「オッサン」という耳の痛い状況は変わっていないだろうと思います。

草刈　保育園の民営化反対などの運動は、お母さんたちが第一線に立ってすすめています。署名活動をして議会に持っていくと、役所側の人と会って話をするのですが、役所側に女だと甘く見られます。そこにお父さんが出てくると「オッと」という感じで、対応がまったく変わる。そこらへんはまさに「オッサン政治」満載みたいな感じで、女が一〇人、三〇人行って傍聴しても屁でもない。そこにお父さんが来て、それこそフェイスブックに書こうものなら、「エッ?」って感じです。

妹尾　保育園の整備を求めたり、要望しているのをかわせるというオッサンたちの妙な自信はどこからくるのですかね。

草刈　男性で子育てをしていない人、子育てを自分の仕事だと思っていない人は、人の痛みとかに共感力がないのではないかと思います。お母さんたちがどんな気持ちでそこに来て、なぜそこに座って人の話を聞いているのか。議会に八〇〇〇も一〇〇〇〇も署名を集めて来る人たちの気持ちをくみとる力がない。ここでつぶすことが政治家の役割だと思っているなとすごく感じます。対峙して話を聞いて、与して話をして、納得して折半するのは間違いであるみたいな、変な自信が男の人たちにはあるのかな。でもそれは男の人だけではなく、長けた女もそこにいて、たちが悪くて私は大嫌いです。

妹尾　厳しい言葉です。

草刈　ちょっと地位を得た人はヘンなんです。

草刈 智のぶ（くさかり ちのぶ）
1958年熊本生まれ。東久留米市在住。東久留米市子育て集会の実行委員長等を務める。西部9条の会代表。

八木　最近、「男のジェンダー」ということを考えていて、「大黒柱であらねばならない」「稼がなくてはいけない」というのが「男のジェンダー」です。「ジェンダー」とは、社会的・文化的につくられた性差で、「女は女らしく、男は男らしく」という刷り込みのことです。いま非正規労働が広がるなかで、自信を喪失する男性が多くなるのは、「男はこうあるべき」という縛りが親や学校や社会から有形無形にあって、切ない思いをしているからです。男性の方が犯罪率が圧倒的に高いし、自殺するのも男性です。中小企業の社長など本当に辛い思いをしている。そこには「こうあらねばらない」という男性像が強く存在しています。

私がイヤだなと思うのは、ＮＨＫなどがよくやっている「新橋のサラリーマン」への街頭インタビューです。「消費税増税は

どうですか？」などと聞かれて、「うーん、日本の国家財政も厳しいからね」などと、一〇人のうち八人くらいが評論家みたいなことをいうのです。自分の財布のなかを見て発言しない。ところが女性に聞くと「うちの家計も厳しいし、子どもは大学生で教育費がかかる」など、一人称で、自分の言葉で語る人が多いと感じます。男性は「私」とか「わが家」ではなく、「わが社」とか「わが国」が主語で、政治家か評論家になったつもりで、日本の行く末をおもんぱかっているのかな。投票行動も「やっぱり自民党が日本を動かしている。自民党に一票」になる。これからはそれを揺さぶっていかなければならないですね。

草刈　「投票しようの会（東久留米）」というものができています。市議会議員を呼んで話を聞たりしていて、その会には四名を除く市議会議員が参加したそうです。そういう行動を起こす中心に女性がいます。身近に感じることから具体的に女性が動き出し、その後ろに男性がついていくという感じの動きが出てきています。東久留米では学童や保育園の連合会にも、お母さんが行くと、いっしょにお父さんも出てきてくれるようになって、地域デビューがそこでできたという感じがあります。

妹尾　明らかに地に足がついているか、ついていないかの話なのですよね。地に足がついていない男性陣は浮いているわけです。浮いて高みから見ているから、上からの目線になってしまう。地に足さえつければ、寄り添うという視点に立てるのだけれど、浮いているうちはダメなんです。地に足をつけるには、会社だけでは無理だということです。もっとも、新しい企業も出ており、会社のなかにもいろいろあると思います。ＮＰＯを立ち上げたり、起業する人もいるのだけれど、いま思考が安全系に入っているということは、旧き会社中心の男性が増えてしまはないだろうかと危惧を感じています。

八木　不況が続いて、職場志向、すべて内向きになっていますね。

（次号に続く）

一月二八日（水）　多摩研事務所にて